別記第1号様式（第3条関係）

（第1面）

太陽光発電事業計画

太陽光発電事業計画				備　考
太陽光発電事業実施予定者（認定太陽光発電事業実施者）情報	氏名又は名称		合同会社Chiba1	
	代表者	役職	代表社員	
		氏名	一般社団法人Chiba Solar	
	役員	役職	職務執行者	□別紙あり
		氏名	下岡郁	
		役職		
		氏名		
		役職		
		氏名		
	住所		（〒107-0051） 東京都港区元赤坂一丁目2番7号赤坂Kタワー	
	法定代理人	氏名		
	発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の有無（太陽光発電事業実施予定者（認定太陽光発電事業実施者）が法人である場合に記載すること。）		有・無（無に丸印）	□別紙あり
太陽光発電事業の内容及び実施時期	太陽光発電事業の名称		すさみ太陽光発電所	
	太陽光発電事業の内容		廃業ホテルの解体、太陽光発電設備の設置、 事業の運営・維持管理、事業の廃止（設備の撤去等）	□別紙あり
	太陽光発電設備の合計出力		3,000　ｋW	
	実施時期	造成工事	令和5年　1月　15日から令和5年　3月　31日まで	
		設置工事	令和5年　3月　1日から令和5年　8月　31日まで	
		発電期間	令和5年　9月　1日から令和22年　3月　31日まで	
		事業廃止	令和22年　6月　30日	
事業区域	所在地		和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見上ミ山4857-22他9筆	□別紙あり
	面積		事業区域　　26，448　㎡ うち森林（工事前　0　㎡　　工事後　0　㎡）	

太陽光発電事業の用に供する土地の造成の方法に関する事項	第2面のとおり
太陽光発電の設置の方法に関する事項	第3面のとおり
太陽光発電事業の維持管理の方法に関する事項	第4面のとおり
太陽光発電事業の廃止の方法に関する事項	第5面のとおり
太陽光発電事業を適正に行うために講ずる措置に関する事項その他の事項	第6面のとおり

（第 2 面）

太陽光発電事業の用に供する土地の造成の方法に関する事項

<table>
<tr><td colspan="2">造成する土地の位置</td><td colspan="2">廃業ホテルの解体のみで造成は行いません。</td><td>☐別紙あり</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">造成工事の内容</td><td colspan="2">最低限の整地を行うのみで、宅地造成に係るような造成工事は行いません。一部側溝を設置する工事を行います。</td><td>☐別紙あり</td></tr>
<tr><td>切土又は盛土をする土地の面積</td><td>0 m^2</td><td></td></tr>
<tr><td>切土の土量</td><td>0 m^3</td><td></td></tr>
<tr><td>盛土の土量</td><td>0 m^3</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">造成工事の期間</td><td colspan="2">令和 5 年　1 月　15 日から令和 5 年　3 月　31 日まで</td><td>☐別紙あり</td></tr>
<tr><td colspan="2">造成工事の工程</td><td colspan="2">準備工、解体工、側溝工事</td><td>☐別紙あり</td></tr>
<tr><td colspan="2">造成工事の施工前と施工後の土地の形質の変更の状況</td><td colspan="2">土地の形質の変更なし</td><td>☐別紙あり</td></tr>
<tr><td rowspan="3">工事
施工者</td><td>住所</td><td colspan="2">岡山県岡山市南区大福 908-3</td><td></td></tr>
<tr><td>氏名等</td><td colspan="2">株式会社アートコーポレーション</td><td></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="2">086-282-3777</td><td></td></tr>
</table>

（第３面）

太陽光発電設備の設置の方法に関する事項

太陽光発電設備の構造	野立て架台設置		☑別紙あり
太陽光発電設備の合計出力	3,000　ｋＷ		
太陽光発電設備の事業区域内の位置	別紙参照		☑別紙あり
太陽電池に係る事項	製造事業者名	トリナ・ソーラー・ジャパン株式会社	
	型式番号	ＴＳＭ－６６０ＤＥ２１	
	設置枚数	5,376　枚	
	太陽電池の合計出力	3,548.16　ｋＷ	
	設置面積	21,911　㎡	
	角度	５　度	
パワーコンディショナーに係る事項	製造事業者名	ファーウェイ・ジャパン（華為技術日本株式会社）	
	型式番号	SUN2000-63KTL-JPM0	
	設置箇所数	48　箇所	
	出力	3,000　ｋＷ	
太陽光発電設備の設置工事の内容	杭基礎工事、パネル設置、電気工事		□別紙あり
太陽光発電設備の設置工事の期間	令和５年　３月　１日から令和５年　８月　31日まで		
太陽光発電設備の設置工事の工程	架台設置工事、パネル工事、電気工事		□別紙あり
工事施工者	住所	岡山県岡山市北区楢津1007-1	
	氏名等	日本システムエンジニアリング株式会社	
	電話番号	086-284-1650	

（第４面）

太陽光発電事業の維持管理に関する事項

<table>
<tr><td colspan="2">発電期間</td><td colspan="2">令和5年　9月　1日から令和22年　3月　31日まで</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">周辺環境の保全のため達成することとした環境の構成要素に係る項目、数値及び測定頻度</td><td colspan="2">環境影響調査報告書に記載のとおり</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">事業区域及び太陽光発電設備の点検</td><td>点検の項目</td><td colspan="2">発電設備（パネル・PCS・集電箱・電路・受変電設備・遠隔監視システム等）の安全点検</td><td>□別紙あり</td></tr>
<tr><td>点検の頻度</td><td colspan="2">1年に2回実施</td><td>□別紙あり</td></tr>
<tr><td rowspan="3">点検予定業者等</td><td>住所</td><td>東京都中央区日本橋茅場町1-1-8小浦第2ビル4F</td><td></td></tr>
<tr><td>氏名等</td><td>株式会社SIソーラー</td><td></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td>03-5642-3733</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">事業区域の管理者</td><td>住所</td><td>大阪府大東市三住町17－8</td><td></td></tr>
<tr><td>氏名等</td><td>有限会社川村電機工業　担当者（大西清文）</td><td></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td>072‐872‐0437／080‐5705‐5177</td><td></td></tr>
<tr><td>管理内容</td><td>発電設備の安全点検、敷地内の除草・整備</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">緊急時の連絡先</td><td>住所</td><td>東京都中央区日本橋茅場町1-1-8小浦第2ビル4F</td><td></td></tr>
<tr><td>氏名等</td><td>株式会社SIソーラー</td><td></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td>03-5642-3733</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">その他の連絡先</td><td>住所</td><td>岡山県倉敷市児島味野城2-13-33</td><td></td></tr>
<tr><td>氏名等</td><td>垂井健吾</td><td></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td>090-3632-5656</td><td></td></tr>
</table>

太陽光発電事業の廃止の方法に関する事項

廃止予定年月日	令和22年　6月　30日	
太陽光発電設備の解体及び撤去に関する工事の内容	パネル・パワコン・架台・受変電設備内の機器等の解体・取り外しは専門の作業員により行います。基礎杭等については重機による解体・撤去を行います。	
廃棄物の処理方法	発電設備の廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令を遵守し事業終了後速やかに行います。撤去までは感電防止措置を講じ、産業廃棄物収集運搬業者・産業廃棄物処分業者への適切な委託、再資源化等を行います。また、廃棄物処理法上の排出事業者として課された義務を遵守します。	□別紙あり
太陽光発電設備の撤去後の土地の整備方針	太陽光発電設備の撤去後は整地の上、一部緑化等を施し、周辺環境に調和した広場等への整備を検討します。	□別紙あり
太陽光発電事業の廃止に要する費用の見積り	事業総工費の5%程度	□別紙あり
太陽光発電事業の廃止に要する費用の確保に関する方法	毎年売電収入から積立を行い、関連自治会には毎年積立に関する会計報告を行います。	□別紙あり

太陽光発電事業を適正に行うために講ずる措置に関する事項その他の事項

①太陽光発電事業の実施に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の発生を防止するために講ずる措置の内容（事業区域内に森林がある場合は、当該森林が現に有する公益的機能からみて太陽光発電事業の実施により土砂の流出、水害等が発生することを防止するために講ずる措置の内容を含む。）	当該敷地は、申請の後に国立公園内に編入されたいきさつから、当該計画においては海岸沿いあるいはホテル経営時代から残置されていた森林部分については伐採を行わないよう、環境省ご担当者との現地確認を行います。またパネルを敷設する平地部分においても造成を行わない計画とし、土砂の流出や水害等の発生を防止する計画とします。
②太陽光発電設備の構造強度を保持するために講ずる措置の内容	電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務を遵守し、感電・火災その他人体に危害を及ぼすおそれ又は物件に損傷を与えるおそれがないように、電技省令・電技解釈及び太技省令・太技解釈と同等又はそれ以上の安全を確保した設計を行います。
③太陽光発電事業の実施に伴い生じる環境影響に対して講ずる措置の内容	事業に実施に伴い、工事期間中は振動や騒音による影響を考慮し、工事開始・終了時間等十分に配慮します。発電開始後については居住区域まで到達する騒音の発生源はありません。事業廃止後の解体・撤去・処分についても、振動や騒音、粉塵について十分配慮します。
④事業区域に係る景観計画に定める良好な景観の形成のために講ずる措置の内容	本件は、景観法および和歌山県景観ガイドラインを遵守した計画となっており、海岸沿いの森林は残置する計画としています。環境影響調査報告書により周辺環境に溶け込み共存できることを確認しております。
⑤太陽光発電事業の実施に際して関係法令及び関係法令に基づく命令、関係する府県の条例及び当該条例に基づく命令並びに当該事業区域を管轄する市町村の条例及び当該条例に基づく命令の規定に違反しないために講ずる措置の内容	和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例並びに自然公園法、景観法等関係法令を遵守し、着工前には十分な説明・事前協議を行います。建設中、発電開始後も窓口となる担当者を定め、担当者変更があった場合には監督官庁に速やかに報告を行い、命令に速やかに対応できるように配慮します。
⑥太陽光発電事業の実施と、県が定める基本計画等その他太陽光発電事業に関係する計画及び当該事業区域を管轄する市町村が定める太陽光発電事業に関係する計画との整合性を確保するために講ずる措置の内容	和歌山県環境基本計画、和歌山県長期総合計画を踏まえ「SDGsの取り組みを通じた産業・観光の振興」や「自然との調和、節度ある開発」等「第5次すさみ町長期総合計画」に則し、自然環境あるいは景観・観光振興への影響が最小限になるよう配慮した計画としました。

⑦反射光による周辺の生活環境への影響に係る説明	環境影響調査により、季節ごとの太陽光入射角を考慮したシミュレーションを行い、周辺に影響のないことを確認しました。